

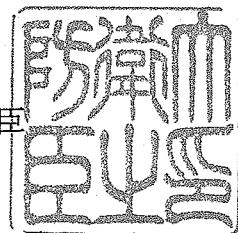


防官文第12322号

28.6.29

新海 聰 殿

防衛大臣



決定書の謄本の送付について

平成27年5月21日付けをもって提起（同月22日付けで受理）されました異議申立てについて、審理した結果、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定に基づき、別添のとおり当該異議申立てを棄却することを決定しましたので、送付します。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

添付書類：平成28年6月29日付け決定書（謄本）

決 定 書

異議申立人の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内三丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 303号

特定非営利法人 情報公開市民センター 理事長 新海聰

上記異議申立人から平成27年5月21日付けをもって提起(同月22日付けで受理)された同年3月23日付け防官文第4862号及び同年5月13日付け防官文第7920号により防衛大臣が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分(以下併せて「原処分」という。)に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立ては、いずれもこれを棄却する。

不服の要旨

処分を取り消すとの決定を求める。

決 定 の 理 由

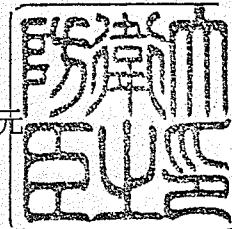
本件異議申立てにつき、原処分維持が妥当である旨の意見を付し、法第18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にそれぞれ諮問したところ、別添答申書のとおり、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であるとの審査会の判断を得たところである。

以上、答申を踏まえ、処分庁として審理した結果、原処分は妥当であると認められ、本件異議申立てにはいずれも理由がないと判断した。

よって、主文のとおり決定する。

平成28年6月29日

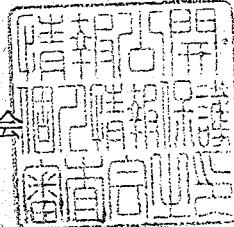
防衛大臣 中谷 元



情 個 審 第 6 4 4 号
平成 28 年 6 月 6 日

防衛大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく下記の
質問について、別添のとおり、答申書を交付します（平成28年度（行情）答
申第104号及び同第105号）。

記

(1) 質問番号：平成27年（行情）質問第776号

事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に
関する検討会」の録音データの不開示決定（不存在）に關
する件

(2) 質問番号：平成27年（行情）質問第778号

事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に
関する検討会」の録音データの不開示決定（不存在）に關
する件

文書課

28.6.-8

取第 1078 号

諮詢庁：防衛大臣
諮詢日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮詢第776号及び同第778号）
答申日：平成28年6月6日（平成28年度（行情）答申第104号及び同第105号）
事件名：特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音データの不開示決定（不存在）に関する件
特定日に開催された「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音データの不開示決定（不存在）に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」と及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月23日付け防官文第4862号及び同年5月13日付け防官文第7920号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各不開示決定（以下、それぞれ「原処分1」と及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由の要旨

（1）異議申立書

ア 異議申立人は、平成27年2月20日及び同年4月10日、処分庁に対して、法に基づき、それぞれ本件対象文書1及び本件対象文書2の開示請求を行った。

イ 処分庁は、平成27年3月23日及び同年5月13日、それぞれ以下の原処分1及び原処分2を行った。

原処分1及び原処分2

本件対象文書1及び本件対象文書2について、処分庁は、

下記の理由で不開示とした。ア

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、録音していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

ウ しかし、原処分は、次の理由により違法である。

防衛省の担当者は、少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。

(ア) 防衛省は、ボイスレコーダーを一般競争入札等で購入している。

(イ) 今回、議事概要を作成するに当たり、速記業者等外部に業務委託したのかどうかは不明だが、議事録の内容確認や修正をする上で、録音記録の必要性は否定できず、処分庁が録音記録を全く作成・保有することなく外部への委託により議事録を作成してきたことは、事務処理の方法としては不自然であり、その妥当性は疑問と言わざるを得ない。

(平成16年度(行情)答申第179号、平成25年度(行情)答申第294号)

(ウ) 今後も、同種の議事録の委員の発言部分については、発言者名と発言内容の全てを開示することが原則であることを前提に、できる限り広く説明責任を尽くすという観点の下に、不開示情報該当性を個別具体的に検討する必要がある。(平成25年度(行情)答申第294号)

(エ) なお、議事録作成に当たり、発言者名を匿名化し、発言内容を要点のみとするなど、議事録自体を簡略化することは、行き過ぎると情報公開制度を形骸化させるおそれがある(平成19年度(行情)答申第27号参照)ので、慎重にすべきである。(平成25年度(行情)答申第294号)

エ 以上から、原処分の取消しを求めて異議申立てに及んだ。

オ 添付書類及び証拠物件等(省略)

(2) 意見書

ア なぜ、本件開示請求及び異議申立てを行ったか。

(ア) 本件開示請求を行った理由

当法人は、国の情報公開の健全な運用と民主的な行政の推進に寄与することを目的とする団体である。

平成26年12月10日、特定秘密の保護に関する法律(以下「秘密保護法」という。)が施行された。秘密保護

法は、秘密の指定が、官僚の広範囲の裁量に任せられており、なんでも特定秘密として非公開になるのではないかと、秘密保護法が成立する前から当法人は危惧してきた。また、時を同じくして現政権は、平成26年4月1日に武器輸出三原則を見直し、「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。

特定秘密保護法が成立したのち、防衛装備・技術移転に関する情報はどこまで公開されるのか。また、防衛装備移転という極めて国の方針を大きく変更する政策について、どのような議論がされたのかを調べて有識者に提示することは、民主主義では極めて重要だと考えている。

なお、「防衛装備移転三原則」閣議決定後はじめて、平成26年12月18日と平成27年2月25日に「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」が開催されたため、本件開示請求を行った。

(イ) 本件異議申立てを行った理由

防衛省公式webに掲載されている概要以外、本件開示請求が検討会の詳細を知る唯一の手掛かりである。しかし、本件開示請求をしても、防衛省は詳細な議事録を作成していないことが判明した。

ご承知のとおり、議事録等はそもそも作成していなければ、内容・発言者委員名非公開を不服申立て・訴訟等で開示させることもできず、作成の義務付けも基本的には不可能である。

本件異議申立てを行なうことによって、行政に説明責任を果たさせるとともに、「とりあえず不開示」「なるべく議事録作成せず」という行政のあり方を問い合わせたいと考え、本件異議申立てに及んだ次第である。

イ 不開示決定違法の理由

処分庁は、2件の不開示決定を行い、理由説明書を記載しているが、以下の理由で各処分は違法であるため、取り消さるべきである。

(ア) 本件対象文書について、処分庁は、下記の理由で不開示とした。

下記第3の2のとおり。

(イ) 不開示が違法の理由

防衛省は、「録音していない」と一方的に述べるだけで、その証拠は出していない。先述した、「『防衛省の主要な会議における議事録等の作成についての対処方針』（平成

21年3月31日制定)に基づき、検討会議開催後、事務局は議事要旨の案を作成し、検討会委員の了解を得て議事要旨を作成する。」とあり、議事録を作成するのに録音するのが常識である。

逆に言えば、防衛省は、録音していないために貧弱な議事要旨しか作れないのではないか。説明責任を果たすためにも、仮に今回録音していないのであれば、今後録音して議事録と詳細な議事要旨の作成を求めたい。

ウ 資料(省略)

第3 諒問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」(以外「本件検討会」という。)の議事内容については録音していないことから、法9条2項の規定に基づき、それぞれ平成27年3月23日付け防官文第4862号及び同年5月13日付け防官文第7920号により文書不存在による不開示決定(原処分)を行ったところ、原処分に対し同年5月21日付けで異議申立てがされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「防衛省の担当者は、少なくとも「議事概要」を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、本件検討会の議事要旨は、本件検討会に陪席していた防衛省担当者が聞き取った会議の要点メモをもとに作成したものであり、議事内容の録音は行っていない。

また、防衛省が「ボイスレコーダーを一般競争入札等で購入している」とことと、議事内容の録音の有無は何ら関連性はなく、外部業者への委託に関する主張についても、異議申立人の憶測に基づくものであり、議事内容の録音を行っているとする根拠とはなり得ない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諒問事件について、以下のとおり、平成27年(行情)諒問第776号及び同第778号を併合し、調査審議を行った。

① 平成27年12月28日

諒問の受理(諒問第776

	号及び同第778号)
② 同日	諮詢庁から理由説明書を收受（同上）
③ 平成28年2月2日	異議申立人から意見書及び資料を收受（同上）
④ 同年6月2日	諮詢第776号及び同第778号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、平成26年12月18日及び平成27年2月25日に開催された本件検討会の録音データの開示を求めるものであり、処分庁は、本件検討会の議事内容は録音していないとして、不存在による不開示決定（原処分）を行った。

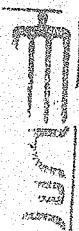
これに対して異議申立人は、本件検討会の議事内容を録音していないことは不自然であるとして、原処分の取消しを求めるが、諮詢庁は、原処分を維持することが妥当であるとすることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件検討会の議事録等の作成について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁は次のとおり説明する。

本件検討会は、防衛省として何らかの意思決定を行う性質の会議ではなく、防衛装備・技術移転に係る諸課題に対して有識者としての意見を自由闊達に交換し、有識者としての見解・提言を議論するものであるから、「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」（以下「対処方針」という。）に規定する「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」には当たらず、会議の性格上、出席者の自由な意見の提示を重視する会議として、議事要旨のみを作成した。

(2) 当審査会事務局職員をして諮詢庁に対し、対処方針の提出を求めさせ、その内容を確認したところ、議事録又は議事要旨を作成することとする会議の基準として、防衛省としての最終的な意思決定に密接に関係するものであることを定めるとともに、当該基準に合致しない会議についても議事録又は議事要旨の作成を妨げるものではないとしており、さらに、議事録又は議事要旨を作成する場合は、当該会議の特性に照らし、特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議については議事録を、これら以外の会議については議事要旨を作成することとする旨



を定めていることが認められた。

- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえると、本件検討会は、防衛省の最終的な意思決定に密接に関係するものではないため、対処方針によれば、当然に議事録又は議事要旨を作成する必要はないが、本件検討会が課題に対する有識者としての見解・提言を議論するという発言者の自由な意見の提示を重視する性質のものであることに照らし、対処方針に規定する「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」には当たらないものとして議事要旨を作成することとしたものであると認められる。
- (4) なお、防衛省のウェブサイトには、本件検討会の議事内容の公開について、対処方針に基づき、会議開催後、事務局は議事要旨を作成し、同ウェブサイトに掲載する旨の記載があった。
- (5) そこで検討すると、異議申立人は、本件検討会の議事録又は議事概要の作成やその内容確認のために、議事内容を録音しないことは不自然であると主張するが、本件検討会については、議事録は作成しておらず、議事要旨のみを作成していたのであり、当該議事要旨を、議事内容の録音データではなく、会議に陪席した職員のメモに基づき作成することが特段不自然、不合理とまでは認められず、議事内容を録音していなかったとの諮問庁の説明を覆すに足る他の事情も存しない。
- (6) したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書 1

平成 26 年 12 月 18 日に開催された、「防衛装備・技術移転に
係る諸課題に関する検討会」の録音

本件対象文書 2

平成 27 年 2 月 25 日に開催された、「防衛装備・技術移転に
係る諸課題に関する検討会」の録音



この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成28年6月29日

防衛大臣 中谷 元

